

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 の改正を求める意見書

看護師ら6人が患者への虐待を繰り返した神戸市内の精神科病院における事件をはじめ、近年、医療機関で障がい者が虐待される事案が数多く報告されています。

現行の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律では、障害者虐待発見時の市町村等行政機関への通報義務は「養護者による障害者虐待」「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」に限られ、「医療機関を利用する障害者に対する虐待」は対象外となっています。そのため多くの事件が発覚することもなく、被害を受けた方は泣き寝入りせざるを得ない状況にあります。

外部から見えない場所で行われる犯罪に対して、障がい者への差別や人権侵害を根絶させるためには、虐待発見者の市町村等行政機関への通報義務を、医療機関におけるものも対象とし、また、通報者に対する法的保護も定める必要があります。

本市議会は、障害者虐待発見時の通報義務対象として、医療機関を利用する障害者に対する虐待を加えることと、通報者に対する法的保護を明記するよう、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年6月20日

名取市議会議長 菊地 忍

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿